

○佐賀市特別工業地区条例

平成17年10月1日

条例第179号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第2項及び第50条の規定により、佐賀市特別工業地区内における建築物の制限を緩和し、及び建築物の構造を制限することを目的とする。

(制限の緩和)

第2条 特別工業地区内においては、法第48条第5項の規定にかかわらず、次に規定する工場で作業場の床面積の合計が300平方メートル以下であるものは、建築することができる。

- (1) 乾のり製造作業所
- (2) 味付のり製造工場

(制限の付加)

第3条 特別工業地区内において、前条に規定する用途に供する建築物の作業場は、次に定める構造としなければならない。

- (1) 建築物の基礎は、機械又は原動機の基礎と分離すること。
- (2) 隣地に面する外壁に設ける窓（床面から高さ0.5メートル以下又は2.5メートル以上の部分に設ける換気の用に供するものを除く。）は、はめごろし戸とする。

(罰則)

第4条 前条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施行者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施行者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

第5条 法人又は法人の代表者、人の代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。ただし、法人、人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対して、

相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の諸富町特別工業地区条例（昭和48年諸富町条例第37号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。